

平成25年度第3回行財政改革審議会会議録

日 時

平成25年7月30日（火）午後2時～午後4時20分

場 所

流山市役所 第2庁舎3階 301会議室

出席委員

籠委員、林委員、金子委員、高橋委員、寺澤委員、梅谷委員、
井上委員、野村委員、柏木委員

傍聴者

1名

欠席委員

平川委員、平野委員、古内委員、横田委員、櫻井委員、大輪委員

関係部署

総務部財産活用課財産活用係
寺沢係長

事務局

水代総合政策部長、鹿間行政改革推進課長、
浅水課長補佐、高野主任主事、軍司主事

議 題

市有財産の維持と活用について

議事内容

別添議事録のとおり

配付資料

- ・【資料1～3】市有財産の維持と活用
- ・【資料4】正規・臨時職員数と費用の推移
- ・意見シート

議事録（概要）

（井上会長）

開会宣言

はじめに、本日の予定について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

本日の予定は、財産活用課職員による説明と質疑で概ね1時間程度を予定している。

その後、午後3時から概ね1時間程度、委員による意見交換をしていただく予定である。

【資料1～3】市有財産の維持と活用については、財産活用課の説明資料となる。

意見シートは、第2回審議会においても活用していただいているところであるが「流山市経営戦略プラン」の「I 財政健全性と効率を追求する経営」の実施項目毎に[取組みに対する指摘]と[行財政改革の視点からの助言]とに分け、記入していただくものである。

意見シートは、財産活用課職員の説明時や、その後の意見交換の際に、自身の意見をまとめるためのメモとして活用していただきたい。記入後は、事務局に提出いただき、今後、答申を作成するうえで活用していきたいところである。

（井上会長）

了解した。それでは、流山市の市有財産の維持と活用について説明をお願いしたい。

～財産活用課職員入室～

—財産活用課職員説明—

【資料1～3】市有財産の維持と活用を基に説明

(井上会長)

今の説明について、はじめに、私から質問したい。

自治体がFM※（ファシリティマネジメント）を導入することが敷居が高いと説明にあったが、どういう意味か。

※ 企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理及び活用する経営活動

(寺沢係長)

本市においては、すでにFMを導入していることから問題視はしていないが、新たに導入を考えている自治体においては、市の資産のデータベースがないことなどで導入に事務負担がかかる。

新たな取組みを行うときには、負担が大きく効果が想定しづらいことは、導入に消極的になるが、FMは「どの自治体でも展開可能」で効果があるものなので、そういった認識が必要である。

(井上会長)

FMに限らず、新たな取組みには職員の小さな提案かもしれないが、少しずつでも改善しようという意識が必要であるという認識でよろしいか。

(寺沢係長)

そうである。財産活用課に新たに配属となった職員には、先進自治体に視察に行かせて、本市における課題解決を実践してきた。例えば、公用車の予約マナー向上をすぐに実践し効果を上げてきた。また、ヤフーオークションで、公用車の出展も行っている。職員一人一人が考え実践することで、組織として効果をあげてきた。

(寺澤委員)

取組み自体は、すばらしいものなのに、エスコ（ESCO）事業※1、PRE事業※2、CRE事業※3など横文字が多く使用されているが、市民には分りづらく感じる。

※1 顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態

※2 国や地方自治体が保有する公共不動産を戦略的に資産経営する事

業

※ 3 企業が保有する企業不動産を戦略的に資産経営する事業

(寺沢係長)

これは、国の機関でも使用している表現で、全国的に使われている。しかしながら、市民に馴染みがない表現なので、説明は丁寧にしなければならない。

(寺澤委員)

J F M A 賞奨励賞とは、どのようなものか。

(寺沢係長)

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会が実施している F M の先進的な取組みに対し表彰し、F M の普及・発展に資するものである。自治体としては、6 例目である。

(寺澤委員)

特に何が評価されたのか。

(寺沢係長)

簡単にできるところから実践し、官民連携に加え官官連携を行い官民の垣根を絶ちより効率的・有効的な F M を目指しているところである。

(寺澤委員)

市有財産の活用は、各施設所管課で行っているのか。それとも、財産活用課が一手に担っているのか。

(寺沢係長)

各施設所管課から財産活用課に相談がきて、協力して実践している。一つの部署で考案するよりも多くの部署で知恵を出し合うことでより有効的・効果的な F M につながると考えている。

(寺澤委員)

施設の耐用年数があり、施設の改修や建替えを効率的・有効的に実施することがF Mの取組みであると認識しているが、人口減少などの影響により施設の廃止などの考えはあるか。

(寺沢係長)

本市の人口規模としては、施設は少ない方である。施設を廃止するには、まず、市が努力(経費削減や歳入確保など)してからでないと、地域住民の理解は得られない。施設の廃止などは、最終的に議会での承認を得なければならない。

(寺澤委員)

浜松市は、施設の廃止に取り組んでいる。流山市も検討すべきではないか。

(寺沢係長)

私の立場で、施設廃止の可否についてこの場で発言できないが、しかしながら、現在ある施設と同じ数の施設を今後も維持していくことは難しいことである。今後も、F M戦略会議などで施設を民間委託、廃止・統合、運営改善するかなどを検討していく必要がある。

(寺澤委員)

公共施設運営についての「白書」などあるか。

(寺沢係長)

P R E基本方針などで、サービスを基準としたオフバランス化(民間などへの資産所有権移転)を含めた基本方針は制定している。

(梅谷委員)

説明に「できることからやろう」とあったが「できるからやろう」の方が職員の意識改革としてはよいのではないか。

F Mの取組みの庁内の意思決定はどのように行い、市民等の意見はどのように反映されているのか。

広告収入を得ることは、歳入の確保策として理解できるが、その業務を

行うことでの人件費をしっかりと計算に入れているか。

(寺沢係長)

意思決定は、財産活用課や各施設所管課などで考案したことをFM戦略会議などで、意思決定をしていくものである。今までの取組みとしては、庁舎及び施設の空調整備など主に事務環境改善やそれに伴う費用削減であり、市民に影響が薄いことから、市民等の意見は反映されていない。今後のFMの取組みとしては、施設のサービス向上、廃止・統合など地域住民の意見を聞かなければ行えないため、当然、市民意見を反映していくものである。広告収入などの取得の際の人件費は、他自治体の取組み（広告収入を得るだけなど）とは違い、広告代理店などに広告集めを実施してもらうため人件費は少なくすむため、費用対効果の面においても効果が大きいと考える。また、民間企業や先進自治体と連携しながら進めていることにより、有効的・効率的にFMを取り組んでいると考える。

(野村委員)

小山小学校の建替えをPFI方式（民間資金等の活用）で実施したが、他の事業で実施されていないのはなぜか。

(寺沢係長)

エコ事業は、PFIのノウハウを活用した取組みなので、必ずしもPFIを行っていないわけではない。

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）は、導入基準項目が多く使用しづらい部分もあるため、それのみでは継続していない状況である。

(林委員)

財産活用課でFM業務を担っている職員は何人か。

(寺沢係長)

1. 5人程である。

(林委員)

F Mの取組みを多く実践している割に人数が少なくないか。また、F M戦略委員会のメンバーにF Mに一番詳しい寺沢係長が入っていないのはどうかと思う。

(寺沢係長)

組織体制については、私が語ることはない。実際、組織体制を強化してほしいと考えているが、約16万人の人口と職員も約千人程の規模の本市においては、今ある組織体制で関係部署との連携を図り取り組むことができている。

今後、資産活用する事業が拡大していくと今ある組織体制では対応できないと考える。

(籠委員)

資産経営の中で、今後、施設の廃止などが考えられるが、その意思決定への方法はどのように考えるか。

(寺沢係長)

施設所管課などの職員の理解とその施設を利用している市民等の理解がなければ決断はできない。職員一人ひとりの意識が同じ方向に向かなければならない。そこをどのように進めていくかが課題である。

(籠委員)

施設の廃止は、市長の理解も必要であると考えますがどうか。

(寺沢係長)

市長は、理解を示している。廃止には、議会の承認も必要となる。

(井上会長)

F Mの取組みとして、20%経費を削減したことは評価できるが、まだ削減できる部分はあると考える。

時間となったので、財産活用課職員との質疑を終了し、委員による意

見交換に移りたい。

～財産活用課職員退室～

(井上会長)

それでは、今の説明を踏まえ、諮問にある「流山市行財政経営戦略プラン」の改革項目の取組状況についての意見交換をしたい。

意見交換を効率的に実施するため、本日の説明にあった市有財産の維持と活用との関連項目を重点的に行いたい。

関連項目は、第2回審議会で配付されている「各部局長の仕事と目標」の【F税外収入の拡充】、【L財産の有効活用】及び【M公共施設の維持管理】となる。

市有財産の活用という部分については、民間企業経験者や市民も新たな提案が出やすい項目である。指摘に留まらず、答申で活用できるような新たな提案を多く発言していただきたい。

【F税外収入の拡充】と【L財産の有効活用】は、「市有財産の活用」として同じ括りとし、残りの【M公共施設の維持管理】をもう1つ括りに分けて意見交換に移りたいが、よろしいか。

—委員了承—

それでは、【F税外収入の拡充】、【L財産の有効活用】の関連として「市有財産の活用」について、発言のある方お願いしたい。

(寺澤委員)

税外収入の確保は、民間企業のように無制限に営業活動ができないため、多くの提案はできないと考える。

それだけ、現在の流山市の取組みは進んでいると考える。

(井上会長)

税外収入の確保は、広告収入を得る新たな方策を検討すべきではないか。

(寺澤委員)

現金の運用方法として、何か考えられないか。

(事務局)

元本の保証ができない運用はできない。自治体は、単年度会計のため年度内での運用しかできない。

(井上会長)

行政の本筋である税金・保険などの賦課漏れのないように取組んでいくことや、滞納件数を減らしていくことが重要である。

(梅谷委員)

流山市の約16万人の市民を顧客と考えると、広告収入の金額は限られる。そういったことを鑑み、広告収入と職員等人件費との費用対効果を考慮していただきたい。FMの取組みを推進するには、職員の意識改革することが近道ではないか。

(井上会長)

寺沢係長のように意識が高い職員を活かせる組織体制・体質が必要であると考えます。

(梅谷委員)

新たな取組みを行う時、職員によっては、できない理由を先に考えることがあるが、できるためにはどうしたら良いか考えることが大事である。

(井上会長)

たしかにそう思う。だから、新たな取組み(改善)を行うと職員にメリットがあるという認識が必要である。例えば、事務効率が上がり残業が減ったなど。事務事業を担っている職員が、一番その事務事業の課題を理解しているのだから、現場で働く職員が事務改善の提案を行い、その所属長が吸い上げ、関係各課に普及していけば市役所全体が向上し市民満足につながる。

(金子委員)

市役所第2庁舎の屋上には、太陽光パネルが設置されており電力収入を得ていると考えるが、他の施設に広げていけないか。

(事務局)

クリーンセンターの屋上にも、太陽光パネルが設置されているが、市は設置場所を貸し付けているだけで、電力収入は得ていない。しかしながら、賃料収入なので安定的に入ってくる。一方、電力収入の場合は、天候に左右されるので、高い収入となることもあるし低い収入となることもあり安定的収入にはならない。

(井上会長)

自治会毎に設置している防犯灯は、市が補助金を支払っている。市がエコ事業として一括して行くと費用が抑えられるのではないか。

スケールメリットを考えていけば、他にも提案がでてこないか。

(金子委員)

商店街の街路灯も市からの補助金が支払われていることから、防犯灯と同じように考えられないか。

(高橋委員)

東部スポーツフィールドの使用料は無料ですか。

(事務局)

無料である。東部スポーツフィールドは、市が恒久的に使用できるように県から取得したものである。県に貸し付けていた初石交番・運河交番・中央交番用地と交換、および差額約25万円を支払い取得したものである。

(井上会長)

次に、【M公共施設の維持管理】について、発言のある方お願いしたい。

(林委員)

市有財産の活用は、市全体で考えていかなければならないと思うが、な

ぜ、「各部局長の仕事と目標」に一つ一つの課で取組みを記載しているのが不思議である。FMの取組みは、財産活用課が行っていて、他の施設所管課は、使用料の徴収や見直しなどを行うことを記載しているが、業務の棲み分けが明確に記載されていないため、組織体制がわかりづらい。

(井上会長)

税外収入を得るときには、それに係るコスト（人件費など）がかかっていることを職員は意識しなければならない。

民間では、収入から原価及び人件費などを差し引き余ったものが、収益となる。自治体も収入に囚われず、収益を意識する必要がある。

(柏木委員)

自治体は、予算を使い切らないと、翌年度予算が減るから使い切ろうとするように思える。何か方策はないか。

(井上会長)

費用を削減したら、余剰分を他の事業に回せたらよいのではないか。

(寺澤委員)

財政調整課で作成している新公会計制度（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を各課が理解し活用していけばコスト意識の向上にならないか。

(井上会長)

時間となりましたので意見交換を終了したい。

時間の制限もあったことから、本日発言できなかったことは、次回第4回審議会で発言されたい。

事務局、他に何かあればお願いしたい。

(事務局)

第2回審議会において、委員から性質別の人件費に臨時職員の賃金が含まれていないことから、人に掛かるコストが把握できないと指摘があった。

【資料４】は正規・臨時職員数と費用の推移を表したものである。正規職員は、過去５年で１７人削減し、臨時・嘱託職員も２８人削減した。職員に係る人件費は約３億円の削減し、臨時・嘱託職員に係る賃金は約８千万円の増加（賃金改定による）となり、トータルで約２億円の削減を実施してきた。

平成２３年度に臨時職員が増加しているのは、放射能問題への対応として線量測定や食品検査などを実施したためである。また、平成２３年度の人件費の増加は、議員年金制度が廃止され、経過措置としての給付に要する費用負担が発生しているためである。議員の共済費の決算額は平成２２年度まで約２千５百万円であったが、平成２３年度は、約１億３千３百万円、平成２４年度は約８千９百万円に増えている。

意見シートの記載が済んでいる委員は、本日、事務局に提出いただきたい。審議時間に制限があったことから、本日、発言はできなかったが意見として伝えたい事があるという場合は、この場で提出せずに、後日提出していただきたい。その後、各委員の提出がそろい次第、取りまとめた意見シートは全委員に報告する。

（井上会長）

次回第４回行財政改革審議会は、８月２６日（月）午後２時から、市役所第１庁舎３階庁議室で開催することとする。

以上で、第３回行財政改革審議会を終了する。

平成２５年７月３０日
流山市行財政改革審議会
会長 井上 菊夫